

## &lt; 目的 &gt;

- (1) 本校生徒の健全育成をはかる。  
同一種目を過度に行う等による心身の負担・負傷等を防ぐ。  
義務教育における学習や本校の教育活動等に支障をきたす場合は、改善を求める。
- (2) 本校職員の働き方改革を推進する。
- (3) 地域、家庭の理解促進と連携・協力をはかる。

## &lt; 対象 &gt;

- (1) 本校の部活動にある種目  
軟式野球、サッカー、ソフトボール、陸上競技、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、卓球、剣道、柔道、水泳、吹奏楽、音楽、美術、科学  
※県中学校体育連盟にある種目「相撲、体操、バドミントン等」は制限をする場合あり。
- (2) 上記種目を行う学校管理下外の団体（酒田市立第四中学校クラブ振興会、地域スポーツクラブ、各種協会・連盟、各種スポーツ・文化クラブ、道場等）及び個人主催の活動を全て対象とする。  
※ただし、営利目的の団体・個人による活動については、対象から除外する。

## 部活動等の活動時間及び休養日の設定

※部活とクラブ等を同日で行う場合があっても、活動の合計の時間は以下の基準以内であること。

(1) 平日（授業日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2時間以内とする。</li> <li>○ 平日週に1日以上活動休止日を設定。四中では、月曜日。</li> <li>○ 部活動の延長 下記の大会における4週間前の中で、2週間延長できる。 ※ 中体連主催大会（地区・県・東北・全国大会、地区新人・北ブロック・決勝大会） 全日本吹奏楽コンクール（地区・県・東北・全国）、全日本アンサンブルコンテスト（地区・県・東北・全国） 全国NHK学校音楽コンクール（県・東北・全国）、全国中学校合唱コンクール（県・東北・全国） 声楽アンサンブルコンテスト（県・東北・全国）</li> </ul>
(2) 休日（土・日・祝）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3時間以内とする。但し、各種大会や複数チームが参加する練習試合等については延長する場合もある。</li> <li>○ 活動は土曜日に設定し、日曜日は活動しない。但し、どうしても日曜日に活動する場合は、土曜日を活動休止日とする。</li> <li>○ 土・日と連続で活動せざるを得ない場合は、翌週の土・日又は近い週の土・日の連続2日間を活動休止日として、休息日を必ず確保する。</li> </ul>
(3) 祝日を含めた連休	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3連休になる場合は先の2日間連続で活動してもよい。但し、最終日は必ず活動休止日とし、連続する2日目の振替休日とする。</li> </ul>
(4) 長期休業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ できる限り土・日に休養日を設定することが望ましい。</li> <li>○ 長くとも3時間程度とする。（8時15分から16時45分の間に活動時間を設定する。）</li> <li>○ 閉庁日の活動は行わない。</li> </ul>
(5) 活動休止日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定期テストの3日前から。</li> <li>○ 本校が指定した期日。</li> <li>○ 気象警報発令時および熱中症警報等の発令があった時。</li> <li>○ 学校で法定感染症等が流行し、諸活動停止になった時、またはその恐れがある時。</li> <li>○ その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合。</li> </ul>

## 部活動では行わない「県外での活動、夜間の活動、休日の活動等」について

- 「酒田市立第四中学校クラブ振興会」に所属し、活動することができる。
- 県外での活動や泊を伴う大会参加については、  
①活動承認申請、②参加者名簿、③参加要項、④参加日を含めた約1ヶ月間の活動計画書を校長に提出し、承認を得る。  
「酒田市立第四中学校クラブ振興会」については、別に規約等を定める。